iPS Academia Japan, Inc　承認TLO

iPS アカデミアジャパン株式会社

iPS ACADEMIA JAPAN

ライセンスプログラム概要　2026年度版

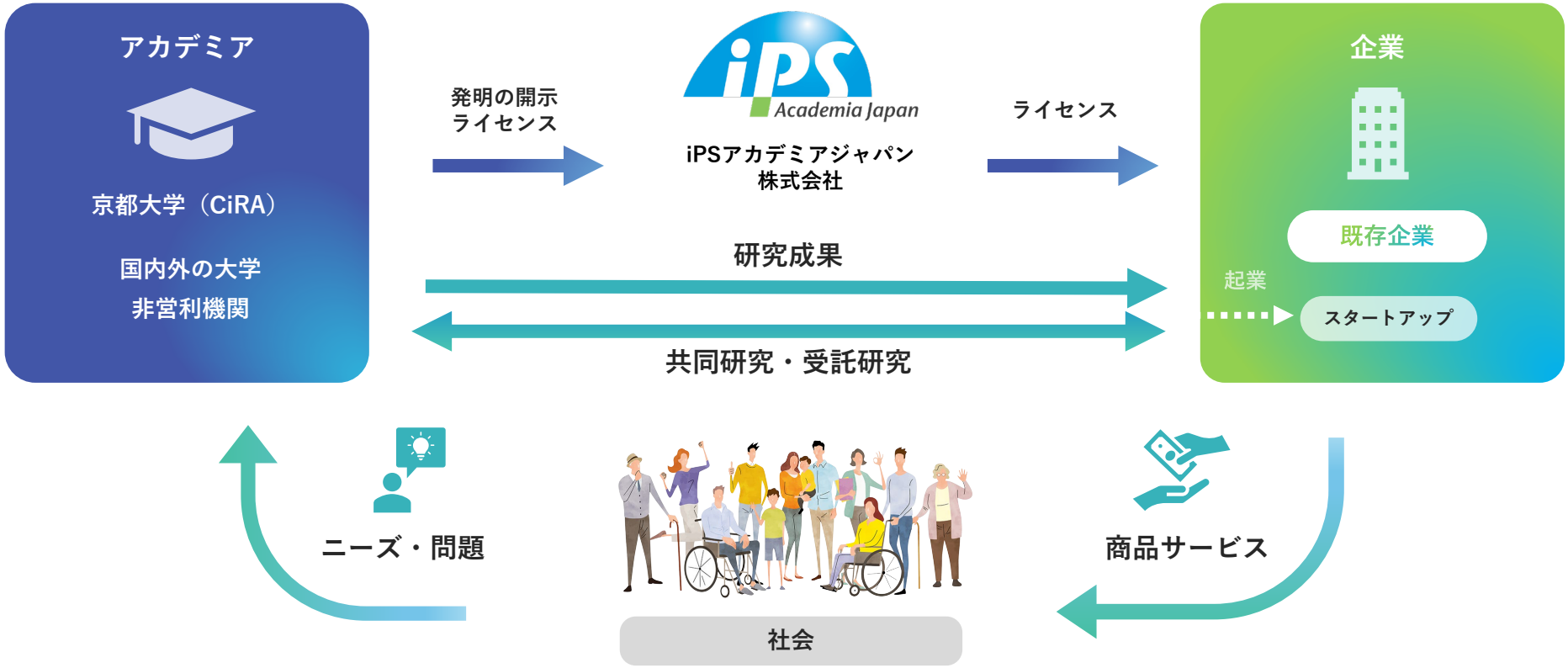
知財サイクルとライセンス方針

私たちは、アカデミアと産業界の中核的な橋渡し役として、
iPS細胞技術を社会に届けるために基本特許から周辺・応用
特許まで、幅広いライセンス活動を行っています。

目次

03　知財サイクルとライセンス方針
04　iPS細胞関連技術
05　ライセンスプログラム
08　ライセンス具体例
09　標準的経済条件
10　その他

LICENSING POLICY



ライセンス方針

私たちは、内閣府総合科学技術会議による「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針（2006年5月23日）」及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針（2007年3月1日）」の趣旨に沿ってiPS細胞研究の成果である知的財産を世界中にライセンスしています。

1 非営利機関

非営利機関は、学術研究や教育目的などの非商業的な活動に限り、ライセンス契約を締結することなく、当社が再実施権を保有する知的財産を無償で利用できます。ただし、iPS細胞及びiPS細胞から分化誘導した分化細胞等を営利機関に配布･提供する場合には、当社からの事前の同意が必要です。

2 営利機関

営利機関に対しては、当社が適正かつ合理的に設定した対価のもと、原則として非独占的ライセンスを設定しています。一方で、応用及び周辺技術に関する知的財産については、事業化の実現性や公的利益等を総合的に勘案したうえで、一定の条件を満たす場合に限り、独占的ライセンスを設定することがあります。

iPS細胞関連技術

Portfolio

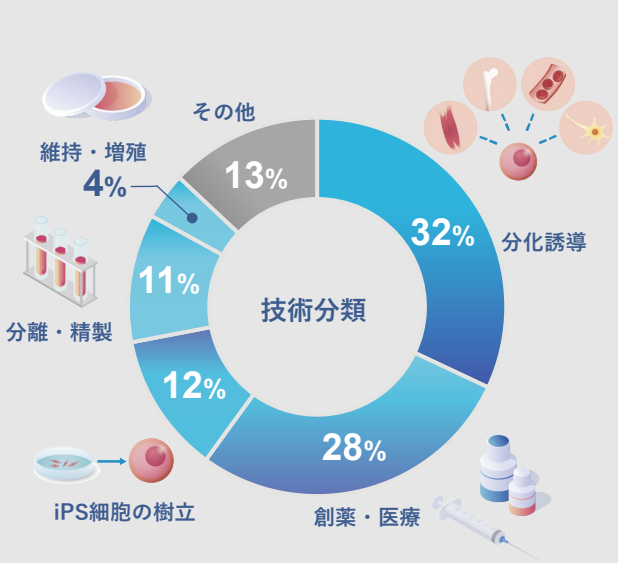
技術基盤の多様化が拓く新たな医療創出の可能性

私たちの技術ポートフォリオは、設立当初のiPS細胞の樹立を中心とした構成から、分化誘導や創薬・医療などへと領域を広げ、現在では、iPS細胞の樹立以外の技術に関する特許や特許出願が大半を占めています。

この変遷は、iPS細胞技術の複数の医療領域への応用可能な基盤への進化と、将来の新たな医療創出の可能性を広げています。

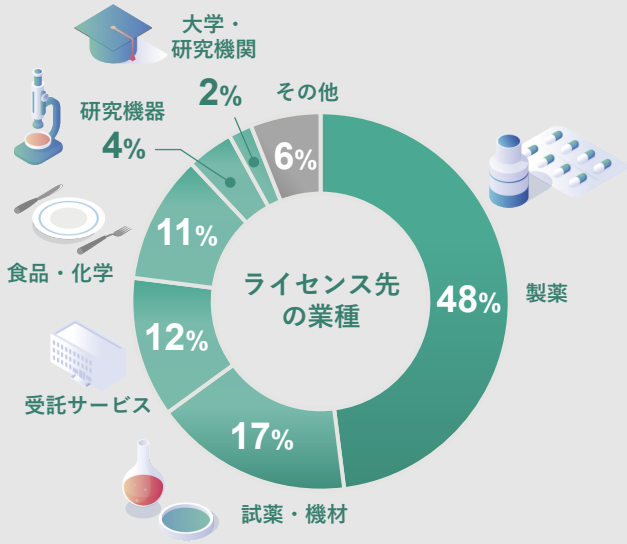
当社iPS細胞関連技術ポートフォリオについては
左記QRコードよりご参照ください。
https://ips-cell.net/e/patent/?ref=jp

未来の医療を生み出す技術基盤



（2026年9月現在）

未来につながる多様なライセンス先



（2026年9月現在）

技術基盤の拡がりとともに、近年、創薬や再生医療をはじめとした多様な業種の企業とのライセンス契約が国内外で増加しており、iPS細胞技術が切り拓く再生医療の未来に加え、その技術が多様な産業へと展開しつつあります。

ライセンスプログラム

LICENSING PROGRAM

ライセンスプログラムの枠組み

私たちは、iPS細胞を活用した研究や製品等の開発業務に関わる全ての関係者にとって公平であるよう、基礎研究の段階から事業化達成後までを見据えたライセンスプログラムを展開しています。

研究段階 → 事業化

原則として、共同研究や委託試験の実施には、当社の事前同意と、共同研究機関または委託機関による当社との特許ライセンス契約が必要

社内研究用ライセンス

再生医療等製品やリサーチツール（RUO）用製品・サービスの開発を目的とした社内研究や共同研究、その他の*iPS細胞関連研究全般

Key word 探索・評価、前臨床、社内研究

*許諾製品やサービスの開発に関連しない社内研究の実施には、事業フェーズ移行後も、別途、社内研究ライセンスが必要

フェーズ移行

製造・販売・サービス提供ライセンス（RUO）

探索・評価が完了、もしくは市販の細胞を購入し、特定のRUO製品及びサービスの開発及び製造・販売・提供（非臨床目的）

Key word 製品開発・リサーチツール

フェーズ移行

医療用途ライセンス※

前臨床試験が完了し、治験計画届出、特定の再生医療等製品及びサービスの開発及び製造・販売・提供（臨床目的）

Key word 臨床・再生医療・創薬

治験計画届出 → 製造販売承認申請

※医療用途ライセンス取得のタイミングは、遅くとも治験計画提出までとします。

本セクションの図表は当社ライセンスプログラムにおける基本的な考え方を示したものであり、実際の契約条件は個別の事情に基づき設定されます。

詳細については、左記のQRコードより当社ウェブサイト「お問い合わせフォーム」をご利用いただくか、当社ライセンス部にお問い合わせください。

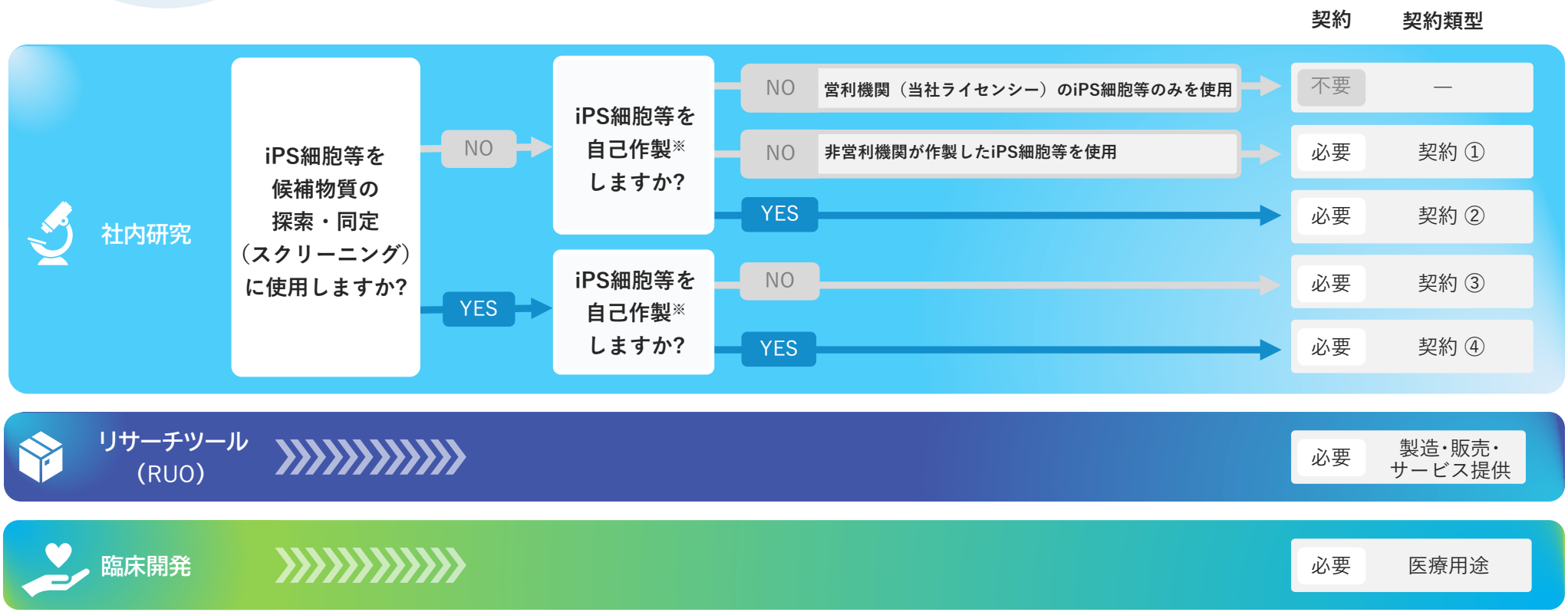
LICENSING PROGRAM

用途別設計

1

ライセンスプログラムチャート

iPS細胞の使用及び研究開発や事業化におけるライセンスの要否や契約類型は、iPS細胞の入手元及び候補物質の同定を目的とするスクリーニングの有無、そしてその使用及び研究開発の目的によって整理されます。（本チャートは、次のページのライセンスプログラムマトリクスを前提に契約要否の判断プロセスを示しています。）



※当社から適切なライセンス許諾を受け販売されている iPS細胞作製キット等を使用する場合は自己作製には含まれません。

「スクリーニング」は、主として、疾病の治療、予防または診断を目的とした製品、ならびにヒトまたは動物の健康状態の維持または改善を目的とした製品に用いられる有効成分候補物質の探索・同定を目的として実施される一連の行為をいいます。
「探索」及び「同定」の具体的意味ならびに本定義に含まれない行為については当社コーポレートサイトQ&Aをご参照ください。

当社コーポレートサイト
Q&A

LICENSING PROGRAM

用途別設計

2

ライセンスプログラムマトリクス

当社は、契約類型ごとに使用目的及び用途を設定することで、研究開発及び事業化の各段階に対応したライセンスを提供しています。（本表は当社ライセンスプログラムにおける基本的な整理を示したものであり、個別ケースにおける契約の要否は前ページ「ライセンスプログラムチャート」に基づき判断されます。）

社内研究

契約類型	候補物質の探索・同定（スクリーニング）	自己作製	社内研究	製品開発・販売	細胞入手元
契約不要	—	—	✓	—	営利機関由来※1
契約 ①	—	—	✓	—	非営利機関由来
契約 ②	—	✓	✓	—	自己作製（非営利機関由来も可）
契約 ③	✓	—	✓	—	非営利機関由来または営利機関由来
契約 ④	✓	✓	✓	—	非営利機関由来または営利機関由来

リサーチツール（RUO）

契約類型	候補物質の探索・同定（スクリーニング）	自己作製	社内研究	製品開発・販売	細胞入手元
製造・販売・サービス提供	✓ / — ※2	✓ / — ※2	— ※3	✓	非営利機関由来または営利機関由来（許諾内容により自己作製も可）

臨床開発

契約類型	候補物質の探索・同定（スクリーニング）	自己作製	社内研究	製品開発・販売	細胞入手元
医療用途	✓ / — ※2	✓ / — ※2	✓ ※3	✓	非営利機関由来または営利機関由来（許諾内容により自己作製も可）

上記図表では、“✓” は「実施可」を、“ー”は「実施不可」を示す。

※1 当社ライセンシーが適切なライセンス契約のもと製造した細胞の研究での使用についてはライセンス契約不要。ただし、それら細胞を用いて候補物質の探索・同定（スクリーニング）を行う場合は、契約③または④が必要。

※2 iPS 細胞の自己作製や候補物質の探索・同定（スクリーニング）の許諾の有無については用途・目的に応じて契約内で規定。

※3 許諾製品・サービスに関する開発のための研究の実施は可能だが、許諾製品・サービスの開発を目的とした社内研究開発以外の目的での研究用途での使用は別途、社内研究用ライセンス契約が必要。

「スクリーニング」は、主として、疾病の治療、予防または診断を目的とした製品、ならびにヒトまたは動物の健康状態の維持または改善を目的とした製品に用いられる有効成分候補物質の探索・同定を目的として実施される一連の行為をいいます。「探索」及び「同定」の具体的意味ならびに本定義に含まれない行為については当社コーポレートサイトQ&Aをご参照ください。

EXAMPLES

代表的なライセンス事例をご紹介します

ライセンス具体例

例1 試験機器製造業

国内非営利機関からiPS細胞を入手し、iPS細胞の自動培養装置の社内研究開発のために、当該iPS細胞を使用することを希望

» 契約 1

例2 医薬品製造業

細胞・臓器・組織への分化誘導方法を確立するために、自社プロトコルで作製したiPS細胞を使用することを希望

» 契約 2

例3 医薬品製造業

当社のライセンシーからiPS細胞を購入しまたは非営利機関からiPS細胞を入手し、自社で当該iPS細胞から分化誘導した分化細胞を候補物質の探索・同定（ スクリーニング）に使用することを希望

» 契約 3

例4 医薬品製造業

自社プロトコルで作製したiPS細胞から、自社で分化誘導した分化細胞を候補物質の探索・同定（スクリーニング）に使用することを希望

» 契約 4

例5 試薬製造業

自社の技術を活用して、リサーチツールとしてiPS細胞由来分化細胞やiPS細胞作製キットを製造し、販売することを希望

» 製造・販売・サービス提供（RUO）ライセンス

例6 医薬品製造業

ヒトiPS細胞を用いた再生医療等製品を臨床開発し、製造・販売することを希望

» 医療用途ライセンス

例7 試薬製造業

当社のライセンシーからiPS細胞を購入し、iPS細胞の自動培養装置の社内研究開発のために、当該iPS細胞を使用することを希望

» 当社との契約は不要

その他事例や詳細については左記のQRコードからQ&Aセクションをご参照ください。

「スクリーニング」は、主として、疾病の治療、予防または診断を目的とした製品、ならびにヒトまたは動物の健康状態の維持または改善を目的とした製品に用いられる有効成分候補物質の探索・同定を目的として実施される一連の行為をいいます。「探索」及び「同定」の具体的意味ならびに本定義に含まれない行為については当社コーポレートサイトQ&Aをご参照ください。

経済条件

LICENSE FEE

ライセンスプログラムの標準的経済条件

iPS細胞初期化関連技術に関する基本特許（エピソーマル法関連技術を含む）を非独占的にライセンスする場合は、分化させる細胞種の数に応じて経済条件※1が設定されます。なお、社内研究ライセンスについては、分化させる細胞種の数にかかわらず経済条件は変動しません。以下は、その標準的な経済条件の概要です。

社内研究ライセンス

前臨床研究での細胞使用に伴う条件

契約 ①

- ✕ 自己作製
- ✕ 候補物質の探索・同定（スクリーニング）

非営利機関から入手したiPS細胞等を使用する場合

50万円/年～

契約 ②

- ○ 自己作製
- ✕ 候補物質の探索・同定（スクリーニング）

自己作製したiPS細胞等を使用する場合（非営利機関から入手したiPS細胞も使用可能）

120万円/年～

契約 ③

- ✕ 自己作製
- ○ 候補物質の探索・同定（スクリーニング）

営利・非営利を問わず、第三者から入手したiPS細胞等を、候補物質の探索・同定（スクリーニング）目的で使用する場合

240万円/年～

契約④

- ○ 自己作製
- ○ 候補物質の探索・同定（スクリーニング）

営利・非営利を問わず、第三者から入手したiPS細胞等を、候補物質の探索・同定（スクリーニング）目的で使用し、さらに自己作製したiPS細胞等も使用する場合

420万円/年～

医療用途ライセンス

臨床応用での細胞使用に伴う条件

	ベンチャー企業※2	非ベンチャー企業
一時金	110万円	550万円
年間使用料（承認取得まで）	100万円	200万円
治験計画届時のマイルストーン	350万円（3極合計）	1,100万円（3極合計）
製造販売承認申請時のマイルストーン	2,200万円（3極合計）	2,650万円（3極合計）
累計売上100億円到達時のマイルストーン	3,500万円	
累計売上500億円到達時のマイルストーン	6,000万円	
ランニングロイヤリティ（実施料率）	最終製品販売額の1.5％	
年間最低実施料（承認取得後）	150万円	200万円

※1実際の経済条件は、許諾内容に応じて契約時に個別に設定されます。

※2ベンチャー企業とは、設立から10年以内であり、従業員数が50名以内、かつ累積出資額が20億円以下の企業を指します。

LICENSE FEE

その他の経済条件

製造・販売・サービス提供ライセンス

リサーチツール用途での細胞使用に伴う条件

リサーチツール（RUO）製品の製造•販売及びサービス提供のための細胞使用に伴う経済条件については、右記のQRコードよりご確認ください。

基本特許以外について

なお、基本特許以外の関連•応用技術に関する非独占及び独占でのライセンスは上記の経済条件概要の対象外です。経済条件の詳細については、右記のQRコードより当社ウェブサイト「お問い合わせフォーム」をご利用いただくか、当社ライセンス部にお問い合わせください。

iPS Academia Japan

iPS アカデミアジャパン 株式会社

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 36 番地 1
京都大学国際科学イノベーション棟 東館 207
TEL075-754-0625/FAX075-761-3577

HP